

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）に対する積極的疫学調査の重点化については、令和 4 年 1 月 28 日付福県医発第 2988 号（地）にてご連絡しているところです。

今般、厚生労働省より標記事務連絡において、オミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断で、全ての新型コロナウイルス感染症感染者に対する濃厚接触者の特定・行動制限を含む積極的疫学調査を行わない場合の実施方針等が示されたことから、本県域（両政令市及び中核市を除く）における取扱いを下記のとおりとした旨、別添のとおり福岡県保健医療介護部より連絡がありました。

また、濃厚接触者の待機期間の取扱いについては、これまで医療従事者のみが毎日の業務前検査で陰性を確認することで業務従事が可能とされていましたが、介護従事者、障がい者支援施設等従事者、保育園・幼稚園・学校等の職員についても同様の取扱いが可能とされるとともに、5 日目の PCR 検査又は抗原定量検査、あるいは 4 日目と 5 日目の抗原定性検査により陰性を確認することで 5 日目から待機解除とする取扱いについても、社会機能維持者であるか否かに関わらず可能とされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

1 同一世帯内で感染者が発生した場合

(1) 積極的疫学調査

- ・陽性者に対して、届出を受理した日の翌日までに連絡し、発生届の記載内容等を踏まえて、「年齢、職業、重症化リスクの有無、ワクチン接種歴、同居者に高齢者など重症化リスクの高い者がいるか」等を把握する。

(2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・同一世帯内のすべての同居者が濃厚接触者となる旨を陽性者に伝達することをもって特定することとし、濃厚接触者として外出自粛等の行動制限を要請する。原則として、行政検査は実施しない。ただし、保健所の判断によりハイリスク者（人工透析患者、免疫抑制状態にある者、抗がん剤投与中である患者）等に対し、必要に応じて実施することは差し支えない。

2 事業所等（以下3及び4に示す施設を除く）で感染者が発生した場合

(1) 積極的疫学調査

- ・積極的疫学調査の重点化対象施設ではなく、事務連絡においても調査の実施を求めないとされていることから、保健所による施設調査は実施しないこととする。

(2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・事務連絡に基づき、濃厚接触者の特定は実施せず、行動制限も求めないこととする。
- ・ただし、陽性者とマスクの着用等を行わず、会話、飲食等した者（1メートル程度の距離で15分以上、濃厚接触者に該当する可能性がある者）等は、濃厚接触者の待機期間に準じた一定期間の外出自粛や検査の併用など感染拡大防止対策を実施することとする（この場合の感染拡大防止対策については、当該接触者が自主的に行うことを基本とする）。

3 ハイリスク施設（重症化しやすい者が多数入院、入所等している施設：医療機関、高齢者施設、障がい者施設）で感染者が発生した場合

(1) 積極的疫学調査

(2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・積極的疫学調査の重点化対象施設であることから、これまでどおり保健所による施設調査を実施する。

4 保育所、幼稚園、学校等^{※1}で感染者が発生した場合

(1) 積極的疫学調査

- ・積極的疫学調査の重点化対象施設ではないため、保健所による施設調査は実施しないこととする。

(2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・各事業者（施設管理者等）において、濃厚接触者に該当する可能性がある方を特定するためのチェックリスト（県ホームページに掲載^{※2}）等を用いて、特定の上、濃厚接触者に該当する可能性がある方に対して自宅待機を要請する。

※1 「保育所、幼稚園、学校等」…認定こども園、小中高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、専修学校、各種学校、大学等

※2 学校等における濃厚接触者に該当する可能性がある方のチェックリスト

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-g-checklist.html>

5 その他

- ・集団感染（クラスター）の発生にあたっては、ハイリスク施設に対して、保健所による重点的な積極的疫学調査を行うことを基本とする。また、必要に応じて、県行政は感染症対策専門家等の派遣による施設内感染対策の指導等を行うこととする。
- ・医療機関・高齢者施設・障がい者施設のうち、通所系・訪問系の事業所については、原則、国事務連絡「1.（5）集団感染（クラスター）が発生した場合」により保健所において対応するが、ハイリスク者が多数利用するなどハイリスク者への感染拡大の恐れがある場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県病院協会会長
一般社団法人福岡県私設病院協会会長
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長
一般社団法人福岡県精神科病院協会会長

殿

福岡県保健医療介護部長
(福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局)



B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の
発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）に対する積極的疫学調査、濃厚接触者の特定及び行動制限等の実施については、令和 3 年 9 月 30 日付け保健医療介護部がん感染症疾病対策課長通知「新型コロナウイルス感染症の陽性者が急増した際の積極的疫学調査について」及び令和 4 年 1 月 2 7 日付け保健医療介護部がん感染症疾病対策課長通知「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う積極的疫学調査の重点化について（第二報）」等に基づき、各保健所設置自治体の保健所のほか、事業所等（下記 3 の施設を除く）並びに保育所、幼稚園、小中高等学校及び放課後児童クラブの管理者等により対応していただいていたところです。

今般、別紙事務連絡「B. 1. 1. 529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（以下「事務連絡」という。）において実施方針等が示されたことから、本県における取扱いを下記のとおりとしたのでお知らせします。

つきましては、貴会会員へ周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知に基づく取扱いに変更が生じた場合には、別途お知らせすることとしておりますので申し添えます。

記

1 同一世帯内で感染者が発生した場合

(1) 積極的疫学調査

- 陽性者に対して、届出を受理した日の翌日までに連絡し、発生届の記載内容等を踏まえて、「年齢、職業、重症化リスクの有無、ワクチン接種歴、同居者に高齢者など重症化リスクの高い者がいるか」等を把握する。

(2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- 同一世帯内のすべての同居者が濃厚接触者となる旨を陽性者に伝達することをもって特定することとし、濃厚接触者として外出自粛等の行動制限を要請する。原則として、行政検査は実施しない。ただし、保健所の判断によりハイリスク者（人工透析患者、免疫抑制状態にある者、抗がん剤投与中である患者）等に対し、必要に応じて実施することは差し支えない。

2 事業所等（以下3及び4に示す施設を除く）で感染者が発生した場合

(1) 積極的疫学調査

- ・ 積極的疫学調査の重点化対象施設ではなく、事務連絡においても調査の実施を求めないとされていることから、保健所による施設調査は実施しないこととする。

(2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・ 事務連絡に基づき、濃厚接触者の特定は実施せず、行動制限も求めないこととする。
- ・ ただし、陽性者とマスクの着用等を行わず、会話、飲食等した者（1メートル程度の距離で15分以上、濃厚接触者に該当する可能性がある者）等は、濃厚接触者の待機期間に準じた一定期間の外出自粛や検査の併用など感染拡大防止対策を実施することとする（この場合の感染拡大防止対策については、当該接触者が自主的に行うことを基本とする）。

3 ハイリスク施設（重症化しやすい者が多数入院、入所等している施設：医療機関、高齢者施設、障がい者施設）で感染者が発生した場合

(1) 積極的疫学調査

- ・ 積極的疫学調査の重点化対象施設であることから、これまでどおり保健所による施設調査を実施する。

(2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・ 3（1）に同じ。

4 保育所、幼稚園、学校等^{※1}で感染者が発生した場合

(1) 積極的疫学調査

- ・ 積極的疫学調査の重点化対象施設ではないため、保健所による施設調査は実施しないこととする。

(2) 濃厚接触者の特定及び行動制限

- ・ 各事業者（施設管理者等）において、濃厚接触者に該当する可能性がある方を特定するためのチェックシート（県ホームページに掲載^{※2}）等を用いて、特定の上、濃厚接触者に該当する可能性がある方に対して自宅待機を要請する。

※1 「保育所、幼稚園、学校等」には、認定こども園、小中高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、専修学校、各種学校、大学等が含まれる。

※2 学校等における濃厚接触者に該当する可能性がある方のチェックリスト

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-g-checklist.html>

5 その他

- ・ 集団感染（クラスター）の発生にあたっては、ハイリスク施設に対して、重点的に積極的疫学調査を行うことを基本とする。また、必要に応じて、感染症対策専門家等の派遣による施設内感染対策の指導等を行うこととする。
- ・ 医療機関・高齢者施設・障がい者施設のうち、通所系・訪問系の事業所については、原則、事務連絡1.（5）クラスターが発生した場合により対応するが、ハイリスク者が多数利用するなどハイリスク者への感染拡大の恐れがある場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。

－問合せ先－

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 疫学調査班
（福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課）

T E L : 092-643-3268

電子メール : corona-gkst001@pref.fukuoka.lg.jp

写

事 務 連 絡

令和4年3月16日

令和4年3月18日一部改正

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

B.1.1.529 系統（以下「オミクロン株」という。）の感染急拡大が確認された場合の濃厚接触者の取扱等については、令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」等で、積極的疫学調査については、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）等でお示してきたところです。

オミクロン株については、感染・伝播性やその倍加速度が高い一方、重症化率は低い可能性が示唆されるなど、その特徴が徐々に明らかになってきました。従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、感染状況など地域の実情に応じて、自治体の判断により、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合は、下記の通り、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に濃厚接触者の特定や行動制限を含めた積極的疫学調査を集中的に実施することとしますので、管内市町村、関係機関等への周知をお願いいたします。なお、迅速な積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定が可能な場合には、オミクロン株であっても一定の感染拡大防止効果は期待できるため、感染者数が低水準である等保健所による対応が可能な自治体については、引き続き幅広く積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定を行うことを妨げるものではありません。

なお、本事務連絡は本日より適用することとし、濃厚接触者の待機期間の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」等に関わらず、本事務連絡を適用いたします。



Q&Aの追加と一部修正を行いました。

(主な改正箇所は太字下線)

記

1. 感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定と行動制限について

オミクロン株については、

- ・感染・伝播性が高く、潜伏期間と発症間隔が短いため、感染が急拡大し、それに伴い濃厚接触者が急増することから、その全てにこれまでと同様の一律の対応を行うことは、保健所機能そして社会経済活動への影響が非常に大きい、
- ・一方で、高齢者は若年者に比べて重症化する可能性が高いことから、高齢者等への感染が急速に拡大すると重症者数が増加し、医療提供体制のひっ迫につながるおそれがある

といった特徴がある。

このため、今後、オミクロン株が感染の主流の間は、感染者との接触場所等によって、その後の感染リスクや更なる感染拡大の防止の効果、重症化リスクのある者への波及の可能性、行動制限による社会経済活動への影響が異なることを踏まえ、濃厚接触者の特定や行動制限及び積極的疫学調査の実施方針について、以下（１）～（５）のとおりお示しする。自治体においては、感染状況など地域の実情に応じて、管内におけるオミクロン株の特徴を踏まえた方針を検討の上、住民その他の関係者にその結果、実施することとなった取扱いについて適切に周知をお願いする。都道府県におかれては、保健所設置市とも連携の上、対応をお願いする。また、当該方針については、決定後速やかに厚生労働省の下記連絡先に報告をお願いする。

(連絡先)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

戦略班・保健班

Email: variants@mhlw.go.jp

(1) 同一世帯内で感染者が発生した場合

a. 基本的な考え方

同一世帯内の同居者の二次感染率は、その他の濃厚接触者の二次感染率より高いと考えられる。また、同一世帯内においては感染の情報が迅速に共有され、オミクロン株が主流である中であっても、濃厚接触者の特定・行動制限を求める意義は大きく、一定の効果が見込まれる。

他方で、一般的な世帯は集団の規模としては事業所等に比べ小さいものの、二人以上の世帯に属する者の数は多く、同一世帯内感染が広がり、濃厚接触者

が増加すれば、社会経済活動への影響は大きいことに配慮する必要がある。

b. 具体的な取扱い

- ・同一世帯内で感染者が発生した場合は、保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を求める。ただし、濃厚接触者の特定に当たっては、一律に聴取り等を行う必要はなく、同一世帯内の全ての同居者が濃厚接触者となる旨を感染者に送付するメッセージにその旨を盛り込み周知する等の方法により感染者に伝達すること等をもって濃厚接触者として特定したこととするは可能である。
- ・オミクロン株の特徴を踏まえ、同一世帯内において感染が疑われる事例が生じた場合には、何よりも迅速に感染拡大防止対策を講じることが必要であり、検査結果の判明や保健所等からの連絡を受けるまでの間においても、自主的な対策を速やかにとりていただくことをあらかじめ住民等に対して周知していただくようお願いする¹。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とする（※1）が、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
- ・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問（※3）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※1 ただし、当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

※2 抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いること。令和4年1月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策

¹ 具体的な対策のメッセージとして、厚生労働省において以下のポスターを作成しており、参考にされたい。

・家族が新型コロナウイルスに感染した時に注意したいこと <https://www.mhlw.go.jp/content/000835169.pdf>

・お子さまが新型コロナウイルスに感染した際の対応について <https://www.mhlw.go.jp/content/000883759.pdf>

推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」に基づき、事業者が社会機能維持者に使用するために購入した抗原定性検査キットを活用することは差し支えない。なお、無症状者に対する唾液検体を用いた抗原定性検査キットの使用は推奨されていないため、抗原定性検査キットを用いる場合は鼻咽頭検体又は鼻腔検体を用いること（なお、自己採取する場合は鼻腔検体を推奨している）。また、事業主は業務の必要性を適切に判断し、業務に従事させる必要があると判断する場合には事業主として検査体制を確保するなど、従業員に過度の負担を強いることのないよう配慮すること。

※3 受診等を目的としたものは除く。

(2) 事業所等（(3) 及び (4) の施設を除く）で感染者が発生した場合

a. 基本的な考え方

同一世帯内以外の事業所等（(3) 及び (4) の施設を除く。以下同じ。）において濃厚接触者が感染している確率は、同一世帯内の濃厚接触者が感染している確率と比べ、低いと考えられる。また、各業界、事業所等における感染防止対策が徹底している場合、感染者が発生しても、事業所等で感染が拡大しないケースもある。さらに、これまでの基本的な感染対策の積み重ねなどにより、国民自らが状況に応じて、自主的な感染対策を講じることも期待される。

他方、事業所等で濃厚接触者とされた者の一律の行動制限の実施は、従事者の不足等に繋がる恐れがあり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。

このため、オミクロン株が主流である中において、事業所等における感染拡大防止対策は、社会経済活動の維持との両立の観点でバランスを取ることが求められる。

b. 具体的な取扱い

- ・保健所等による一律の積極的疫学調査及び濃厚接触者の特定・行動制限は行う必要がないものとする。このため、必ずしも行政検査の対象とはならない。
- ・ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の場となっている可能性がある状況や、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合における保健所等による調査や、感染対策の協力要請の実施を行うことは可能である。
- ・上記を踏まえ、住民や事業所等に対しては、感染者が発生した場合に、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくこととし、以下の点を十分に周知するようお願いしたい。
 - 同一世帯内以外の事業所等で感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要がないこと。
 - 事業所等で感染者と接触（※）があった者は、接触のあった最後の日から一

定の期間（目安として7日間）はハイリスク者との接触やハイリスク施設への訪問、不特定多数の者が集まる飲食や大規模イベントの参加等感染リスクの高い行動を控えるよう、事業所内に周知すること。また、症状がある場合には、速やかに医療機関を受診することを促すこと。

➤事業所等で感染者と接触（※）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等は、一定期間（例えば、5日間の待機に加えて自主的に検査など）の外出自粛を含めた感染拡大防止対策をとること。

- ・感染状況等に応じて、一般に、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（国立感染症研究所）を踏まえた感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触

（3）ハイリスク施設で感染者が発生した場合

a. 基本的考え方

オミクロン株においては、重症化リスク因子のない若年層が重症化する率は低く、重症例や死亡例の多くは高齢者であり、ハイリスク者が多数入院・入所するハイリスク施設では、感染拡大時の影響が大きくなりうることから、他の事業所等に比べて感染拡大防止策を強化する必要がある。

こうした場においては、オミクロン株が主流である中であっても、積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定・行動制限を求める意義は大きく、早期の介入により一定の感染拡大防止の効果が見込まれる。

他方で、積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定し、行動制限を行うことにより、事業継続が困難となり、ひいては医療提供体制のひっ迫につながりうることに配慮する必要がある。

b. 具体的な取扱い

- ・都道府県等による迅速な積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限及び当該ハイリスク施設内の感染対策の助言を求めることとする。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、最終曝露日（感染者との最終接触等）から7日間（8日目解除）とするが、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査（(1) b の※2参照）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。
- ・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問（(1) b の※3参照）、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、

マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする（別途示す事務連絡を参照）。確認に必要な抗原定性検査キットは、自治体や団体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については、担当部局宛に別途連絡する。
- ・早期探知・早期対応・早期治療が重症者の抑制に重要であることを改めてハイリスク施設に周知する。

(4) 保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブで感染者が発生した場合

a. 基本的考え方

保育所（地域型保育事業所及び認可外保育施設を含む）、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、特別支援学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）においては、同一世帯内以外の事業所等と同様に、同一世帯内と比べて濃厚接触者が感染している確率は必ずしも高くないと考えられる一方で、特に保育所や幼稚園等の乳幼児については、同一世帯以外の事業所等の場合と比べると、マスク着用など基本的な感染対策の徹底が、困難と考えられ、引き続き、感染防止対策の内容等に応じて自治体による柔軟な対応が必要である。

また、保育所等の従事者（保育士・幼稚園教諭・小学校教諭等）が濃厚接触者となり、就業できずに、休園・休校等となった場合に、その対象となった子どもの育児のために保護者が欠勤せざるを得なくなり、社会経済活動への影響が大きくなるおそれがある。

b. 具体的な取扱い

- ・濃厚接触者の特定・行動制限については、都道府県又は保健所設置市の保健衛生部局と市町村の児童福祉部局等、都道府県及び市町村の教育委員会又は都道府県私立学校主管部局（以下単に「児童福祉部局等」という。）が連携して、上記（2）又は（3）の取扱いを参考に、自治体毎にあらかじめ感染者が発生した場合の積極的疫学調査の実施や濃厚接触者の特定に関する方針を決定しておくことが望ましい。その際、未就学児と小学生でマスク着用等の基本的な感染防止対策の実施に差異が生じることもあるため、当該感染防止対策の水準に応じて、それぞれ方針を決定することも考えられる。
- ・上記方針により濃厚接触者の特定を行う場合には、当該特定された濃厚接触者の待機期間は、(3) b の ハイリスク施設 の濃厚接触者の待機期間と同様の取扱いとする。

- ・濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日検査による業務従事を可能とする（別途示す事務連絡を参照）。確認に必要な、抗原定性検査キットは、自治体等が希望数量をとりまとめて入手することも可能であることなど、入手方法については児童福祉部局等宛に別途連絡する。
- ・感染者の発生により施設を休園・休校せざるを得ない場合であっても、できる限りその範囲と期間を限定できるよう検討するとともに、保護者の就労継続が可能となるよう、一部休園や代替保育等により保育機能を継続する取組を推進する（児童福祉部局等宛に別途連絡する）。

（5）集団感染（クラスター）が発生した場合

a. 基本的な考え方

事業所等の中で同時に5名以上の集団感染が発生した場合等においては、限られた空間におけるなんらかの感染拡大要因の存在が疑われ、早期の保健所の介入による一定の感染拡大の防止は期待される。

b. 具体的な取扱

- ・従来通り感染状況に応じて、都道府県等の判断により積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者の特定・行動制限を求める。
- ・特定された濃厚接触者の待機期間は、（1）～（4）のbに示した取扱を参考に、感染拡大の原因として考えられる要因を踏まえて個別に判断する。
- ・特に高齢者・障害児者の通所・訪問系事業所など（3）には該当しないもののハイリスク者の感染拡大が想定される場で感染者が発生した場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。
- ・クラスターと認定される前段階で、保健所が自治体本庁における感染対策部門と情報共有の上、厚生労働省のクラスター対策班や国立感染症研究所の実地疫学専門家養成プログラム（FETP）の自治体への相談支援が可能となるよう、連携を確保する。

2. 積極的疫学調査の実施について

（1）基本的な考え方

a. 従来の方法

従来 of 積極的疫学調査については、「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（以下「実施要領」という。）等に基づき、感染症法第12条に基づく医師の届出（以下「発生届」という。）を起点として、届出のあった感染者の全例について、①感染源の推定（後向き調査）や②濃厚接触者の調査（前向き調査）の2つの調査を組み合わせて幅広く実施することにより、クラスターの連鎖を防ぎ、感染拡大を防止することを主な目的としている。こ

これらの調査を通じて、感染経路や世代時間などウイルスの基本的な特性を把握することも、目的とされている。

また、感染拡大時には、ハイリスク施設や感染リスクの高い場に関する行動歴の聴取に重点化することや、事業所等で濃厚接触候補者のリストをとりまとめ保健所等に提出し、濃厚接触者を特定することを可能としている。

調査の実施に当たっては、自治体からの要請に応じて国立感染症研究所のクラスター対策専門家を派遣し、技術的な支援を行っている。また、変異ウイルスの出現等に伴う知見の収集を目的とした深堀調査について、国立感染症研究所から自治体への調査の必要性について打診を行うこともある。

b. オミクロン株の特徴を踏まえた取扱い

他方で、オミクロン株については、

- ・従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いなどオミクロン株に関する性質等が明らかになってきており、感染拡大時には、濃厚接触者の特定と待機の有効性が低下している
- ・特に都市部において、患者数が急増し、全ての患者への聴取りの実施が困難である

といった特徴がある。

このため、同株が主流の間は、引き続き多くの患者が発生することを前提として、「実施要領」等の記載にかかわらず、

- ① 調査を集中的に実施することにより、ハイリスク施設の感染拡大防止を徹底する
- ② 課題や必要性に応じて調査を行う人的資源を確保し、効果的な感染防止対策に繋げる

ことを基本として、積極的疫学調査を実施する。特に①の重点実施はハイリスク者の命と健康を守るために極めて重要であり、遺漏のないように取り扱うことが求められる。具体的には、以下（２）及び（３）に示すとおり、上記ハイリスク施設については、積極的疫学調査と濃厚接触者の特定により施設内の感染拡大を抑える効果が期待できるため、感染症法第 15 条に基づく当該ハイリスク施設からの報告に基づき都道府県等が感染発生初期から積極的に調査を実施する。また、②の調査は、（４）のとおり実施する。

ただし、感染者が少ない地域など都道府県等が従来の方法により迅速に積極的疫学調査を実施できる場合には、引き続き、幅広く実施することは可能である。また、新たな変異株が発生した場合には、当該変異株の特徴を踏まえ対応することとなることも想定しておくことが必要である。厚生労働省のクラスター対策班や国立感染症研究所の实地疫学専門家養成プログラム（FETP）の派遣による支援は、引き続き実施するので、積極的に活用されたい。自治体においては、感染状況など地域の実情に応じて、管内におけるオミクロン株の特徴を

踏まえた積極的疫学調査の方針について検討の上、住民その他の関係者にその結果、実施することとなった取扱を適切に周知するものとする。また、当該方針については、1の濃厚接触者の特定及び行動制限の方針と併せて、決定後速やかに厚生労働省に報告をお願いする（連絡先は1の柱書きに記載の通り）。

(2) 発生届に基づく保健所等の対応

発生届が提出された場合には、感染者に対し、保健所等からの初回の連絡や健康観察を行うこととなるが、その際の取扱は以下の通りとする。

- ・感染者本人に対しては、従来通り、HER-SYS等のシステムを積極的に用いて、重症化リスクの高い感染者に重点的に連絡を行っていただきたい（既に各自治体で行っている効果的な連絡方法等の仕組みがある場合はそれを妨げるものではない）。（※）
- ・発生届又は感染者自らがMy HER-SYSの「健康調査」に入力した内容により、年齢、重症化リスク因子、ワクチン接種歴等、重点的に健康観察を行う対象であるか否かの判断が可能な場合、聴取り調査は必ずしも行う必要はない。また、積極的疫学調査として、感染者に対し、濃厚接触者の特定のための詳細な聴取り調査についても必ずしも行う必要はない。
- ・感染者と同一世帯内の同居者がいる場合を想定し、詳細な聴取り調査を行うことなく、一律、当該同居者は濃厚接触者として取り扱うこととする旨、伝達する。当該同居者である濃厚接触者には、適切な周知資料等も用いながら、感染者を通じること等により、1(1)bで示した行動制限の内容等を周知するよう、当該感染者に求めることとする。この際、自治体では、感染対策の継続の重要性やどのようなときに受診するか等の基本的な対策について、周知・伝達するよう努めること。
- ・上記同居者に、高齢者など重症化リスクが高い方がいる場合には、体調の変化に応じて速やかに医療機関を受診すること等についても周知すること。

※発生届や感染者の健康観察等の取扱については従前通りであり、令和4年2月9日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」を参照。

(3) ハイリスク施設からの報告に基づく都道府県等及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等の対応

発生届とは別に、以下の通りハイリスク施設からの報告を求め、都道府県及び都道府県感染制御・業務継続支援チーム等による調査を集中的に実施することにより、ハイリスク者との間での感染拡大を防止する。

また、感染者の発生が少数である段階においては、感染者と一定の接触があっ

た者について、入居者であれば別室対応とし、従業員であれば出勤を見合わせるなど、保健所と連携して、事業所毎に事前に方針を定めておくことが望ましい。

- ・ハイリスク施設から都道府県等又は都道府県感染制御・業務継続支援チーム等への報告に当たっての基準等は以下のとおりとする。

【条件】 ハイリスク施設において、従業者や入居者の別を問わず、感染者が1名以上発生した場合に行うこと（ただし、感染可能期間にハイリスク施設に出勤・入院・入所等をしていない者のみの感染の場合など当該ハイリスク施設において感染拡大につながらないと判断した場合は除く）

【方法】 報告は、以下の項目を参考にして求めること（ただし、既に各自治体で行っている効果的な連絡方法等の仕組みがある場合はそれを活用されたい）。

- ・感染管理の体制の有無と具体的な体制の内容（自施設のみではなく、他施設からの応援体制も含む）
- ・従業者及び入所者のワクチン接種状況（回数と最後の接種日）
- ・施設の利用者への対応状況
- ・濃厚接触者の特定の有無及び人数（施設の利用者数も含めて収集）

【留意点】 ただし、都道府県等から調査が行われる前に2例目以降が発生し、感染拡大防止のために特に都道府県等の関与が必要と認められる場合には、当該施設は、都道府県等に対してその旨の連絡を行うものとする。

- ・ハイリスク施設からの報告に基づき、都道府県等は当該ハイリスク施設に連絡し（あらかじめ感染者が出た場合の対応を都道府県等とハイリスク施設において協議している場合はこの限りではない。）、必要に応じて積極的疫学調査を行う。具体的には、都道府県等は、従来通り感染者からの行動歴の聴取や、施設全体の検査などの調査を実施する。また、必要に応じて、都道府県感染制御・業務継続支援チーム等クラスター対策の専門家と連携して対応すること。また、調査の実施において、人材が不足している場合には、自治体間で広域に連携し、感染対策の専門家の派遣により、人材確保に努めること。
- ・濃厚接触者には、ハイリスク施設の感染拡大の防止を徹底するため、従来通り適切な管理（初期スクリーニングとしての全数検査や健康観察の実施、外出自粛等の要請）を都道府県等から求める。なお、1（3）及び（4）で示したとおり、必要な医療を継続するため、従事者について、一定の条件の下で毎日検査により出勤することは可能とする。

（4）課題や必要性に応じて保健所等が行う調査

上記（2）及び（3）のほか、地域の感染状況を踏まえつつ、公衆衛生・医療

上の課題や必要性に応じて、積極的疫学調査を行う。

具体的には、変異ウイルスによってもたらされる臨床像や疫学状況が異なる可能性がある場合、感染が下げ止まった場合の理由の探索、場所や年齢に応じた特徴的な感染が多発する場合などの理由の探索、などが想定される。

<本事務連絡に関する Q&A>

Q1 「1. (2) 事業所等 ((3) 及び (4) の施設を除く) で感染者が発生した場合において、保健所等が引き続き濃厚接触者の特定・行動制限を行った場合には、当該濃厚接触者の待機期間は、「1. (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合」における濃厚接触者と同様の取扱いでよいか。

..... 13

Q2 自治体の判断で、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合に、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」(令和3年6月4日事務連絡)に基づいて、保健所業務の補助として事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼し、濃厚接触者の特定等を行っても良いか。

13

Q3 濃厚接触者について、社会機能維持者以外の者も抗原定性検査キットで待機期間の短縮が可能となったが、これまでの社会機能維持者に該当しない濃厚接触者が所属する事業者が、当該濃厚接触者の待機期間の短縮のために、事業者として医薬品卸売販売業者から抗原定性検査キットを購入する場合はどのようにすれば購入できるのか。

13

Q1 「1. (2) 事業所等 ((3) 及び (4) の施設を除く) で感染者が発生した場合において、保健所等が引き続き濃厚接触者の特定・行動制限を行った場合には、当該濃厚接触者の待機期間は、「1. (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合」における濃厚接触者と同様の取扱いでよいか。

差し支えありません。

(参考) 本事務連絡 1. (1) 同一世帯内で感染者が発生した場合<抜粋>

・特定された濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日(当該感染者が無症状(無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間(8日目解除)とする(※1)が、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査(※2)で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、5日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

・上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方(以下「ハイリスク者」という。)との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関(以下「ハイリスク施設」という。)への不要不急の訪問(※3)、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

Q2 自治体の判断で、全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合に、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」(令和3年6月4日事務連絡)に基づいて、保健所業務の補助として事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼し、濃厚接触者の特定等を行っても良いか。

自治体の判断で全ての感染者に対する濃厚接触者の特定を含む積極的疫学調査を行わない場合に、事業所に濃厚接触者等の候補範囲の提示を依頼することは想定していません。なお、保健所による対応が可能で、引き続き、幅広く積極的疫学調査を実施する自治体が、感染拡大地域であるなど、事業所に保健所業務の補助を依頼することが感染拡大防止の観点から、保健所が直接行うより効果的と判断する場合はこの限りではありません。

Q3 濃厚接触者について、社会機能維持者以外の者も抗原定性検査キットで待機期間の短縮が可能となったが、これまでの社会機能維持者に該当しない濃厚接触者が所属する事業者が、当該濃厚接触者の待機期間の短縮のために、事業者として医薬品卸売販売業者から抗原定性検査キットを購入する場合はどのようにすれば購入

できるのか。

濃厚接触者が所属する事業者が、待機期間短縮のために、抗原定性検査キットを医薬品卸売販売業者から入手する場合には、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和4年1月5日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の別添の確認書（別添において再掲）を使用することとし、事業者が医薬品卸売販売業者から入手する場合は、当該確認書を同卸売販売業者に提出してください。その際、「社会機能維持者である濃厚接触者」については「事業者の業務に従事する濃厚接触者」に読み替えて適用します。なお、入手に当たっては、必要と想定される量を勘案して購入することとしてください。また、地域の状況により、医薬品卸売業者からの購入が困難な場合等には、確認書を提出し、薬局から購入することも差し支えありません。

※ 厚生労働省の HP に、一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等のリストを掲載しており、参考にしてください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html

抗原定性検査キットを使用した検査実施体制に関する確認書

- ① 検査管理者が研修を受講していることを確認して、リスト化しています。
※ 研修については、厚生労働省の HP で公開される以下の WEB 教材の関連部分を学習します。
 - ・医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン
 - ・理解度確認テストhttps://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- ② 抗原定性検査キットは、社会機能維持者である濃厚接触者に対する検査にのみ使用します。
- ③ 検査管理者が、受検者に対し、検査の実施方法等について別紙を活用し説明するとともに、理解を得たことを確認します。また、検査の実施に当たっては、可能な限りオンラインで立ち会い・管理下において実施するほか、検査結果は必ず確認します。
- ④ 検査管理者が、受検者に対し、抗原定性検査キットを使用した検査の結果が陽性となった場合、医療機関への受診を促すとともに、その診断結果を確認します。
- ⑤ 検査結果が陰性だった場合にも、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控えるように求めます。

以上①から⑤までについて間違いがないことを確認しました。

確認日：

令和 年 月 日

確認者（抗原定性検査キット購入者）：

株式会社〇〇〇〇

確認者の住所：

〇〇県〇〇市〇〇

1 使用にあたって

- ① **あらかじめ検査に関する注意点、使い方等を勉強してから検査を実施**します。

(参考) 検査に関する注意点、使い方等

以下の3に記載する「一般的な検査手順と留意点」に加えて、厚生労働省が以下のホームページで公開するWEB教材を参考にするとともに、各製品の添付文書における使用方法や使用するキットを製造するメーカーの提供するパンフレットや動画資料を必ず確認・理解した上で、検査を実施してください。

厚生労働省関連HP

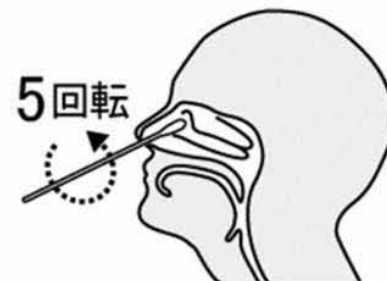
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html



- ② **鼻腔ぬぐい液を、自分で採取して検査を行います。**

- ・ 鼻から綿棒を2 cm 程度挿入し、5 回転させ、5 秒程度静置します。

鼻腔ぬぐい液採取



2 一般的な検査手順と留意点

<検体採取（鼻腔ぬぐい液の自己採取）>

- ① 鼻孔（鼻の穴の入り口）から2 cm 程度綿棒を挿入する
- ② 綿棒を鼻の内壁に沿わせて5 回程度回転させる
- ③ 5 秒程度静置し、引き抜く
- ④ 綿棒が十分に湿っていることを確認する

※同居人等がいる場合は、被検者は、他者と向き合わない方向を向くか、他者とガラス等により隔てられた位置に移動して実施します。

※他者による検体採取は感染等のリスクを伴う可能性があり、また、鼻咽頭（鼻の奥）ぬぐい液の自己採取は危険かつ困難であるため、鼻腔ぬぐい液の自己採取によって行います。

<試料調製>

- ① 採取後ただちに綿棒をチューブに浸す
- ② 綿棒の先端をつまみながら、チューブ内で綿棒を 10 回程度回転させる
- ③ 綿棒から液を絞り出しながらチューブから綿棒を取り出し、綿棒を破棄する
- ④ 各キットに付属する蓋（フィルター、ノズル、チップ等）をチューブに装着する
- ⑤ 製品によってはそのまま一定時間静置する

<試料滴下>

- ① チューブから数滴（製品により異なる）、キットの検体滴下部に滴下する
- ② 製品毎に定められた時間（15 分～30 分程度）、キットを静置する

<結果の判定>

- 判定の方法については、各製品の添付文書に加えて、判定結果を示している実際のキットの写真が含まれている各製品のパンフレット、動画資料等を確認してください。
- 試料の滴下を行ってから判定を行うまでの時間は、製品毎に異なります。指定された時間を過ぎた場合、キット上に表示される結果が変わることがありますので、各製品の添付文書を確認し、特に陰性と判定する場合には、必ず指定された時間で判定してください。（陽性の判定については、指定された時間の前でも可能なキットもあります。）
- キット上に表示される結果が明瞭でなく、判定が困難な場合には、陽性であった場合と同様に取り扱ってください。
- 抗原定性検査の結果を踏まえて被験者が感染しているか否かについての判断が必要な場合は医師に相談してください。

3 検査後の対応

判定結果	対応
陽性	・速やかに医療機関を受診してください。
陰性	・7日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限りさけるとともに、引き続き、外出時のマスク着用、手指消毒等の基本的な感染対策を続けてください。

4 抗原定性検査キットの保管等

区分	取扱い方法
保管方法	常温（冷蔵保存の場合は、使用前に室温に戻してから使用）
廃棄方法	ご家庭等で使用したキット（綿棒、チューブ等を含む）を廃棄するときは、ごみ袋に入れて、しっかりしばって封をする、ごみが袋の外面に触れた場合や袋が破れている場合は二重にごみ袋に入れる等、散乱しないように気を付けてください。 参考：新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（リーフレット） http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-katei.pdf

オミクロン株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について

- オミクロン株の特徴（潜伏期間・発症間隔が短い）を踏まえ、オミクロン株が主流の間は、自治体における濃厚接触者の特定・行動制限及び積極的疫学調査について、以下のとおり実施することとする。
- なお、保健所による対応が可能な自治体において、引き続き幅広く濃厚接触者の特定等を行うことを妨げない。
 - ※ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、国民ひとりひとりが基本的な感染予防対策を徹底することが重要。
 - ※ 特に、オミクロン株の特徴も踏まえれば、症状がある場合などには、保健所による濃厚接触者の特定等を待つことなく、出勤、登校等の自粛を含めた感染防止対策を自主的に講じることが重要。

1. 濃厚接触者の特定・行動制限待機期間の見直し（主な内容）

（1）同一世帯内で感染者が発生した場合

- 保健所等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 待機期間は、原則7日間（8日目解除）だが、社会機能維持者か否かにかかわらず、4・5日目の抗原定性検査キットで陰性確認後、5日目から解除を可能（7日間は、検温など自身による健康状態の確認等を求める。）とする。（（3）（4）においても適用可）

（2）事業所等で感染者が発生した場合（（3）（4）の場合を除く）

- 保健所等は、一律に濃厚接触者を特定し、行動制限を求める必要はない。
- 事業所等は、感染者と接触があったことのみを理由として、出勤を含む外出を制限する必要はない。
- 事業所等で陽性者と接触があった者は、高齢者等との接触や感染リスクの高い行動を控える。

（3）入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設で感染者が発生した場合

- 都道府県等は、濃厚接触者を特定し、行動制限を求める。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

（4）保育所、幼稚園、小学校等で感染者が発生した場合

- 濃厚接触者の特定・行動制限は、保健衛生部局と児童福祉部局等が連携して、自治体ごとに方針を決定する。
- 濃厚接触者となった従事者は、待機期間中においても、一定の条件の下、毎日の検査による陰性確認によって、業務従事を可能とする。

2. 積極的疫学調査の見直し（主な内容）

- 重症化リスクが高い高齢者等の命と健康を守るため、積極的疫学調査は、入院医療機関、高齢者・障害児者入所施設に集中的に実施する。
- 入院医療機関・高齢者・障害児者入所施設については、感染発生初期段階で当該施設からの報告を求め、迅速に調査を実施する。

本県におけるオミクロン株の特徴を踏まえた積極的疫学調査、濃厚接触者の特定及び行動制限の実施方針



令和4年3月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「B.1.1.529系統(オミクロン株)が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」(以下「事務連絡」という。)に基づく本県の実施方針について

患者等の発生場所等	積極的疫学調査の重点化対象か否か	積極的疫学調査 (対個人又は事業所等)	濃厚接触者の特定	自宅待機等の行動制限※1 ※2	行政検査 (全額公費分)
同一世帯内	○	実施 初回連絡時に、発生届の記載内容等を踏まえて、「年齢、職業、重症化リスクの有無、ワクチン接種歴、同居者に高齢者など重症化リスクが高い人がいるか」等を把握	実施 SMSやホームページを通じたリーフレット配布による伝達によって特定することも可能	要請する※3	※4 原則、実施しない
一般事業所 (下記の施設等を除く)	対象外	実施しない	実施しない	求めない※5	実施しない
ハイリスク施設 医療機関、高齢者施設、 障がい者施設 ※6	○	実施 (従前のとおり)	実施 (従前のとおり)	要請する※7 (従前のとおり)	実施 (従前のとおり、 幅広検査を含む)
保育所・幼稚園・ 学校等 ※8	対象外	実施しない	各事業者において 実施※9	各事業者において 実施※9	実施しない

※ 注釈等は次ページ

【注釈及び留意事項】

- ※1 特定された濃厚接触者の待機期間は、患者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日、以下同じ）又は当該陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）とするが、4日目及び5日目の抗原定性検査キット（薬事承認済み、費用については自費もしくは事業者が負担）を用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者か否かに関わらず、5日目から解除とする（解除の判断について保健所への確認は不要）。
なお、当該同一世帯内で別の同居者が発症等した場合は、あらためてその発症日を0日目として起算する。また、当該陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後、発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。
- ※2 7日間が経過するまでは、検温など自らによる健康観察を行うこと、高齢者や基礎疾患を有する方（ハイリスク者）との接触を控えることやハイリスク者が多く入院等する医療機関、高齢者施設、障がい者施設への不要不急の訪問を控えること、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用するなどの感染対策を徹底すること。
- ※3 同居者に対して自宅待機、健康観察、ハイリスク行動を控えること及びマスク着用などの感染対策の徹底を要請する。
- ※4 ただし、保健所の判断によりハイリスク者（人工透析患者、免疫抑制状態にある者、抗がん剤投与中である者等）等に対して、必要に応じて実施することは差支えない。
- ※5 原則、出勤を含む外出制限は不要。ただし、陽性者とマスクの着用等を行わず、会話、飲食等した者（1メートル程度の距離で15分以上、濃厚接触者に該当する可能性がある者）は、一定期間の外出自粛や検査など感染拡大防止対策を実施すること（この場合の感染拡大防止対策については、当該接触者が自主的に行うことを基本とする）。
- ※6 医療機関・高齢者施設・障がい者施設のうち、通所系・訪問系の事業所については、原則、事務連絡（5）クラスターが発生した場合により対応するが、ハイリスク者が多数利用するなどハイリスク者への感染拡大の恐れがある場合には、更なる感染拡大を防止できるよう、十分留意して対応することとする。
- ※7 濃厚接触者である医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等の従事者、保育所・幼稚園・小学校等の職員である者については、一定の要件（他の職員等による代替確保が困難であること、規定回数のワクチン接種後14日間経過した後に濃厚接触者となった者であること、無症状であり毎日業務前の検査により陰性を確認されていること、当該職員等の業務従事を管理者が了解していること等）を満たすことにより、濃厚接触者としての待機期間中であっても業務に従事することが可能
- ※8 「保育園・幼稚園・学校等」には、認定こども園、小中高等学校、特別支援学校、放課後児童クラブ、専修学校、各種学校、大学等が含まれる。
- ※9 各事業者（施設管理者等）において、濃厚接触者に該当する可能性がある方を特定するためのチェックシート（県ホームページに掲載）等を用いて、特定の上、自宅待機を要請する。
(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-g-checklist.html>)

待機期間		7日間（※オミクロン株の場合、それ以外では10日）									
濃厚接触者の職業等		陽性者と最後に接触した日からの日数※1									
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日～	
1	<ul style="list-style-type: none"> 医療従事者、介護従事者、障がい者支援施設等従事者 保育園、幼稚園、学校等の職員 	・毎日の業務前検査で陰性を確認すること※2で業務に従事可能 解除(業務従事部分のみ)※3				対象職種追加あり	・検査で陰性を確認すること※4により5日目から待機解除※5			待機解除 (オミクロン株に限る)	
2	社会機能維持者 (上記1を除く) 	<h1>待 機</h1>						3 その他一般にも適用を拡大			
3	その他一般 							今回見直し			5日目から解除(部分的)※5

※1 ただし、同一世帯内で発生した場合においては、陽性者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）又は当該陽性者の発症により住居内でマスク着用や消毒などの感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目とする（別紙3参照）。

※2 無症状であり、毎日の業務前にPCR検査、抗原定量検査又は抗原定性検査（唾液不可）により陰性を確認すること。

※3 不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。

※4 5日目のPCR検査又は抗原定量検査（当該濃厚接触者である医療従事者が従事する事業所内で実施している場合に限る）、あるいは4日目と5日目の抗原定性検査（唾液不可、薬事承認を受けたものに限る）により陰性を確認すること。

※5 7日間を経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認を行うほか、高齢者、基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化するリスクの高い方が多数いる場所への訪問及び接触を避けること、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行っていただくようお願いします。

検査陽性者 ・ 同居者の別	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
検査陽性者 (母) 	母が… 発症	1日経過	2日経過	3日経過	4日経過	5日経過	6日経過	7日経過	症状消失		療養解除
同居者 (長男)  濃	※家の中でも マスク着用・ 消毒等を開始	母発症による 待機開始 1日目	母発症による 待機開始 2日目	母発症による 待機開始 3日目	母発症による 待機開始 4日目	母発症による 待機開始 5日目	母発症による 待機開始 6日目	母発症による 待機開始 7日目	待機解除		

【検査陽性者(母)に加えて、同居者である長女が追加で発症した場合】

検査陽性者 ・ 同居者の別	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	
同居者 (長女)  濃	※家の中でも マスク着用・ 消毒等を開始	母発症による 待機開始 1日目	長女が… 発症	1日経過	2日経過	3日経過	4日経過	5日経過	6日経過	7日経過	8日経過	退院基準 を満たす まで 療養継続
同居者 (祖母)  濃	※家の中でも マスク着用・ 消毒等を開始	母発症による 待機開始 1日目	母発症による 待機開始 2日目	長女発症による 待機開始 1日目	長女発症による 待機開始 2日目	長女発症による 待機開始 3日目	長女発症による 待機開始 4日目	長女発症による 待機開始 5日目	長女発症による 待機開始 6日目	長女発症による 待機開始 7日目	待機解除	

※ 上記では、「検査陽性者の発症日」と「検査陽性者の同居者が家の中で感染対策を始めた日」が、「同一の日(0日目)」であるケースをお示ししています。

学校等で陽性者が発生した場合の対応について

1 陽性者→その他の方へ感染する可能性のある期間を特定します

感染可能期間(いつから?)

- 陽性者が有症状の場合 症状が発現した日の2日前 … 令和 年 月 日
- 陽性者が無症状の場合 検体を採取した日の2日前 … 令和 年 月 日

感染可能期間(いつまで?)

- 陽性者が最後に通園・通学等した日 … 令和 年 月 日

上記感染可能期間中に会った

いいえ

感染の可能性は低いです

↓ はい

↑ いいえ

2 感染可能期間中に以下の接触をしたか確認してください

- お互いにマスクなし、又は陽性者がマスクを着用せず、手が触れる距離(1メートル程度)で15分以上会話した
- 保育所・幼稚園などでは、「濃厚接触者に該当する可能性がある方(児童・職員)を特定するためのチェックリスト」【参考1】も参考にして御確認ください。
例) マスクを正しく着用せず、会話しながら食事やおやつを一緒に食べた等

↓ はい

濃厚接触者に該当する可能性があります

陽性者と最後に会った日から10日間は、健康観察を行うよう指示してください。

<基本対応> → **7日間**の自宅待機(不要不急の外出自粛)と**10日間**の健康観察をお願いします。

- ✓ 1日2回、体温を測り健康状態を確認
- ✓ 仕事を含めた不要不急の外出は控えること
- ✓ 他の人との接触をしないようにすること

NEW!! ◆ **7日間の自宅待機後、8日目に待機が解除**されます。

◆ ただし、10日間は体温を測り健康状態の確認等を行ってください。

なお、**同居家族に陽性者がいる場合**には、別紙「濃厚接触者である同居者(家族等)の待機期間の起算日について(数え方の例)」もご覧の上、待機期間を確認してください。

(陽性者と最後に接触した日から**7日間**)

(陽性者と最後に接触した日から**10日間**)

自宅待機解除日 令和 年 月 日

健康観察終了日 令和 年 月 日

↓ 該当する可能性がある方へ

● 症状がある方はかかりつけ医や診療・検査医療機関に受診の相談をしてください

受診にあたっては、「陽性者と接触があった」ことを事前に連絡した上で受診してください。受診にかかる費用は受診する医療機関にご確認ください。

※ かかりつけ医がない場合は、下記にご相談ください。

福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口(092-643-3288 24時間対応)

● 症状のない方は

原則、陽性者と最後に会った日から**7日間**の自宅待機(不要不急の外出自粛)をしていただき、健康観察(10日間)を行っていただくことを基本とします。

そのほか上記対応にご不明な点がある場合には、管轄の保健所にご相談ください。

(学校等向け)

濃厚接触者に該当する可能性がある方を特定するためのチェック表

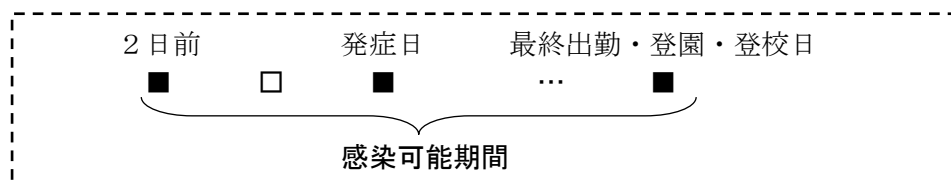
チェックリストを作成しましたので、「学校等で陽性者が発生した場合の対応について」を基本として、「濃厚接触者に該当する可能性がある方（児童・職員等）」を特定する際の参考としてください。

1 陽性者に確認して、発症日（※）を特定してください。

※ 発症日

- 陽性者が有症状の場合 → 症状が発現した日
- 陽性者が無症状の場合 → 検体を採取した日

2 陽性者と感染可能期間（陽性者の発症日の2日前から陽性者が最後に出勤、登校等した日）に接触した可能性がある方（児童・職員等）を特定してください。



3 特定した者のうち、次に該当する方を「濃厚接触者に該当する可能性がある」と判断してください。

【児童・職員等共通】

- 陽性者が所属するクラス等（※）の児童・職員

このクラス等の活動に一部参加した児童・職員のうち、陽性者と手の触れる範囲（1メートル程度）で15分以上（陽性者がマスクなしの場合）活動した者を該当者とする。

（※ クラス等とは、早朝・夕方・横割り・縦割り・異年齢合同の合同行事等の時間帯等に関わらず、一定の部屋・空間において、保育等を行っていた活動の単位。）

- マスクの着用なしで、合唱や呼吸が荒くなるような運動など、感染リスクの高い場面で接触した場合

【職員等】

- 事務室・職員会議等の場面で、手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、陽性者がマスクなしの場合は15分以上接触した職員

※ その他判断に迷う場合には、管轄の保健所にご相談ください。

「職場で陽性者が発生」その時どうする？

～新型コロナウイルス感染症への備え～

新型コロナウイルス感染症については、いつ、だれが、どこで感染してもおかしくない状況です。

このリーフレットは、職場で陽性者が発生したときに、事業者が行うことについてまとめたものです。

ご一読いただき、いつ発生するかわからない事態に予め備えていただければ幸いです。

Q1 「職場の関係者から、新型コロナウイルス感染症と診断された」と連絡が来たら

A1 次の項目について、陽性者に確認してください。

- ◆ 陽性者に確認する事項
 - ✓ 検査日
 - ✓ 診断日
 - ✓ 発病（症状が出た）した日
 - ✓ 発病した2日前からの勤務状況を確認する。※無症状の方は検査日の2日前から
- ◆ 陽性者の机などの身の回りや、多くの人が触れる場所（ドアノブ等）、共有部分を消毒する。
参考：厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- ◆ 感染の可能性がある従業員や利用者等を確認する。

Q2 感染の可能性がある状況とは？

A2 次のような状況を参考にしてください。

- ◆ 陽性の診断を受けた人と、感染可能期間中（発病した2日前から入院や自宅等待機開始までの期間）に、**マスクをしないで（アゴにずらして）**会話をした人です。
- ◆ 目安は、「**対面で話す**」場合で距離は「**1メートル以内**」時間は「**15分以上**」です。
- ◆ このほか、「咳やくしゃみをしていた」「換気が悪かった」「大きな声を出した」場合は、感染リスクがより高かったと考えましょう。
- ◆ マスクを外して過ごす同居者（家族）は濃厚接触者に当てはまる人が多いです。

参考：国立感染症研究所

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov/2484-idsc/9357-2019-ncov-02.html>

Q3 陽性者にならないためには？

A3 次のことに注意しましょう。

陽性者や感染の可能性がある従業員が多数出ると、業務に影響を及ぼし、場合によっては一定期間休業せざる得なくなる場合が考えられます。このような事態にならないために、日ごろからの対策が重要です。以下の注意点を参考にしてください。

1. 換気の徹底
2. 手洗い（手指消毒）
3. マスクは正しく常に着用
4. オンライン会議やテレビ会議の推奨
5. 体調不良時は休める体制整備
6. 休憩（昼食時等）の工夫を
7. 1日1回、不特定多数が触る部分の消毒

